

資料編

12 ページ以降を追加
令和3年9月

栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に関わらず、この協定を適用する。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施する

ものとする。

- 2 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認めた市町村等は、応援を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援実施内容の報告)

第5条 前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担するものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

(民間業者への協力要請)

第8条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書41通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月21日

栃木県知事	福田 富一
宇都宮市長	佐藤 栄一
足利市長	吉谷 宗夫
栃木市長	日向野 義幸
佐野市長	岡部 正英
鹿沼市長	阿部 和夫
日光市長	斎藤 文夫
小山市長	大久保 寿夫
真岡市長	福田 武隼
大田原市長	千保 一夫
矢板市長	遠藤 忠
那須塩原市長	栗川 仁
さくら市長	秋元 喜平
那須烏山市長	大谷 範雄
下野市長	広瀬 寿雄
上三川町長	猪瀬 成男
西方町長	若林 照一

二宮町長	藤田忠義
益子町長	大塚朋之
茂木町長	古口達也
市貝町長	小林利恒
芳賀町長	森仁
壬生町長	清水英世
野木町長	永田元一
大平町長	鈴木俊美
藤岡町長	永島源作
岩舟町長	栃木實
都賀町長	青木富士夫
塩谷町長	柿沼尚志
高根沢町長	高橋克法
那須町長	佐藤正洋
那珂川町長	川崎和郎

那須地区広域行政事務組合

管理者 栗川仁

佐野地区衛生施設組合

管理者 岡部正英

芳賀郡中部環境衛生事務組合

管理者 大塚 朋之

栃木地区広域行政事務組合

管理者 日向野 義幸

芳賀地区広域行政事務組合

管理者 福田 武隼

真岡・二宮地区清掃事務組合

管理者 福田 武隼

南那須地区広域行政事務組合

管理者 大谷 範雄

塩谷広域行政組合

管理者 遠藤 忠

小山広域保健衛生組合

管理者 大久保 寿夫

大規模災害時における相互応援に関する協定書

足利市、桐生市、佐野市、太田市、館林市及びみどり市（以下「両毛六市」という。）は、両毛六市の区域内において大規模な災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助、救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (4) ごみ・し尿処理のための車両及び施設の提供
- (5) 火葬場の提供
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 住宅のあっせん
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請があつた事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、車両の種類及び台数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災者の人数、提供の期間等
- (6) 応援の場所及びその経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

(応援のための派遣された職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は必要な支援を行うものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度要請市と応援市とが協議して定めるものとする。

(被害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急応援)

第7条 両毛六市は、第2条の規定にかかわらず、両毛六市のいずれかの市域において大規模な災害が発生したことが明らかであつて、事態が緊急を要すると認めた場合は、自らの判断により緊急応援活動を実施するものとする。

2 前項の緊急応援活動については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第8条 両毛六市は、相互応援のための窓口としてあらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(平常時の活動)

第9条 両毛六市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するほか、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両毛六市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月11日

足利市長 吉谷宗夫

桐生市長 大澤義隆

佐野市長 岡部正英

太田市長 清水聖義

館林市長 中島勝敬

みどり市長 石原条

災害時における応急復旧対策等業務の実施に関する協定書

佐野市（以下「甲」という。）と佐野市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策等業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び佐野市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）並びに災害が発生した際の市民の生命財産を守るための人命救助、障害物等の除去に関する業務（以下「災害対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

- 第2条 甲は、集団災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請することができる。
- 2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあっては会長を要請に関する連絡責任者とする。
 - 3 本協定に基づく災害対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を所管する消防本部消防長を、乙にあっては会長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

- 第3条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかななければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、前2項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

(業務の指示等)

- 第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
- 2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。
- 3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。 資料 9-32-2

(建設資機材等の提供)

- 第5条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

(経費負担)

- 第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費及び機械器具類の修繕等に係る経費については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

(災害補償)

- 第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(既存協定の失効)

- 第9条 平成19年8月30日付で佐野市と佐野市建設業協会が締結した災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(その他)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 佐野市長 岡部正英

乙 佐野市建設業協会
会長 林 一義

覚 書

佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、団体応援協定において使用する用語の例による。
- 2 甲は、団体応援協定第3条第2項の規定に基づき、乙に対して直接、応援要請書により、応援の要請をすることができる。この場合において、甲は、応援の要請を行った旨を、遅滞なく県廃棄物対策課へ口頭により連絡するとともに、後日、応援要請書の写しを同課に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害廃棄物等を一般廃棄物として適正に処理するため、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。この場合において、応援を実施する乙の会員は、当該処理を行う施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第5条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可、又は法第9条の3の3第1項若しくは法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出により、一般廃棄物処理施設を設置するものとする（当該施設が法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出を除く。）。
 - (2) 甲は、乙の会員が行う災害廃棄物等の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、法施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を別記様式1をもって通知するものとする。
- 4 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な応援が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援可能な会員を甲にあっせんするものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理の確保、今後生ずる廃棄物の適正な処理の確保その他の事情を勘案し、乙があっせんした会員との災害廃棄物等の処理等に関

する委託契約の締結に努めるものとする。

- 6 応援を実施した乙は、応援報告書により実績等を甲に報告するとともに、県廃棄物対策課にその写しを送付するものとする。
- 7 乙は、業務の経験を活かし、甲に対し、随時、災害廃棄物等の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 8 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲 佐野市市民生活部クリーン推進課
 - (2) 乙 公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局
- 9 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

甲 佐野市長 岡部正英

乙 公益社団法人栃木県産業資源循環協会
会長 菊池清二

(別記様式1)

年 月 日

〇〇県〇〇市(町・村)長 様

栃木県△△市(町)長

貴市町村区域内廃棄物処理業者への災害(一般)廃棄物の処理委託について
(通知)

〇〇〇により発生した災害廃棄物について、貴市(町・村)区域内にある廃棄物処理業者に
処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300
号)第4条第9号イの規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所(法人にあつては代表者の氏名)
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類：
数 量：
処分方法：
- 4 処分を開始する年月日
- 5 処分終了予定年月日

覚 書

佐野市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県環境美化協会（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、団体応援協定において使用する用語の例による。
- 2 甲は、団体応援協定第3条第2項の規定に基づき、乙に対して直接、応援要請書により、応援の要請をすることができる。この場合において、甲は、応援の要請を行った旨を、遅滞なく県廃棄物対策課へ口頭により連絡するとともに、後日、応援要請書の写しを同課に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害廃棄物等を一般廃棄物として適正に処理するため、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。この場合において、応援を実施する乙の会員は、当該処理を行う施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第5条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可、又は法第9条の3の3第1項若しくは法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出により、一般廃棄物処理施設を設置するものとする（当該施設が法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出を除く。）。
 - (2) 甲は、乙の会員が行う災害廃棄物等の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、法施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を別記様式1をもって通知するものとする。
- 4 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な応援が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援可能な会員を甲にあっせんするものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理の確保、今後生ずる廃棄物の適正な処理の確保その他の事情を勘案し、乙があっせんした会員との災害廃棄物等の処理等に関

する委託契約の締結に努めるものとする。

- 6 応援を実施した乙は、応援報告書により実績等を甲に報告するとともに、県廃棄物対策課にその写しを送付するものとする。
- 7 乙は、業務の経験を活かし、甲に対し、随時、災害廃棄物等の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 8 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲 佐野市市民生活部クリーン推進課
 - (2) 乙 一般社団法人栃木県環境美化協会事務局
- 9 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

甲 佐野市長 岡 部 正 英

乙 一般社団法人栃木県環境美化協会
会長 山 本 久 一

(別記様式1)

年 月 日

〇〇県〇〇市(町・村)長 様

栃木県△△市(町)長

貴市町村区域内廃棄物処理業者への災害(一般)廃棄物の処理委託について
(通知)

〇〇〇により発生した災害廃棄物について、貴市(町・村)区域内にある廃棄物処理業者に
処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300
号)第4条第9号イの規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所(法人にあつては代表者の氏名)
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類：
数 量：
処分方法：
- 4 処分を開始する年月日
- 5 処分終了予定年月日

覚 書

佐野市（以下「甲」という。）と栃木県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、令和2年9月30日に栃木県と乙との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「団体応援協定」という。）に基づき、乙が実施する災害廃棄物等の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、団体応援協定において使用する用語の例による。
- 2 甲は、団体応援協定第3条第2項の規定に基づき、乙に対して直接、応援要請書により、応援の要請をすることができる。この場合において、甲は、応援の要請を行った旨を、遅滞なく県廃棄物対策課へ口頭により連絡するとともに、後日、応援要請書の写しを同課に提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、災害廃棄物等を一般廃棄物として適正に処理するため、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1号及び第2条の3第1号の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。この場合において、応援を実施する乙の会員は、当該処理を行う施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第5条第1項又は第2項に規定する一般廃棄物処理施設に該当するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可、又は法第9条の3の3第1項若しくは法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出により、一般廃棄物処理施設を設置するものとする（当該施設が法施行令第7条各号に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない場合は、法第15条の2の5第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届出を除く。）。
 - (2) 甲は、乙の会員が行う災害廃棄物等の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、法施行令第4条第9号の規定に基づき、当該市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を別記様式1をもって通知するものとする。
- 4 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な応援が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物等の処理等に関し応援可能な会員を甲にあっせんするものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理の確保、今後生ずる廃棄物の適正な処理の確保その他の事情を勘案し、乙があっせんした会員との災害廃棄物等の処理等に関する委託契約の締結に努めるものとする。

- 6 応援を実施した乙は、応援報告書により実績等を甲に報告するとともに、県廃棄物対策課にその写しを送付するものとする。
- 7 乙は、業務の経験を活かし、甲に対し、随時、災害廃棄物等の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 8 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲 佐野市市民生活部クリーン推進課
 - (2) 乙 栃木県環境整備事業協同組合事務局
- 9 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和2年10月9日

甲 佐野市長 岡 部 正 英

乙 栃木県環境整備事業協同組合
理事長 菊 地 豊 樹

(別記様式1)

年 月 日

〇〇県〇〇市(町・村)長 様

栃木県△△市(町)長

貴市町村区域内廃棄物処理業者への災害(一般)廃棄物の処理委託について
(通知)

〇〇〇により発生した災害廃棄物について、貴市(町・村)区域内にある廃棄物処理業者に
処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300
号)第4条第9号イの規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所(法人にあつては代表者の氏名)
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類：
数 量：
処分方法：
- 4 処分を開始する年月日
- 5 処分終了予定年月日